

児童手当改正（拡充）のお知らせ

※児童手当の制度が令和6年10月1日から変わります。

主な変更点

予定されている主な変更点は下表のとおりです。

主な変更	改正（拡充）前 【令和6年9月分まで】	改正（拡充）後 【令和6年10月分から】
支給対象	中学校修了前までの児童 (15歳到達後の最初の年度末まで) を養育している方	<u>高校生年代までの児童</u> (18歳到達後の最初の年度末まで) を養育している方
所得制限	所得制限あり	所得制限なし
手当月額	○ 3歳未満 一律15,000円 ○ 3歳～小学校修了まで 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 ○ 中学生 一律10,000円 ○ 所得制限限度額以上 所得上限限度額未満 一律5,000円(特例給付) ○ 所得上限限度額以上 支給なし	○ 3歳未満 第1子・第2子 15,000円 <u>第3子以降 30,000円</u> ○ 3歳～高校生年代まで 第1子・第2子 10,000円 <u>第3子以降 30,000円</u>
支給月	3回(各前月までの4か月分を支払) 10月分～ 1月分 ⇒ 2月支給 2月分～ 5月分 ⇒ 6月支給 6月分～ 9月分 ⇒ 10月支給	<u>6回</u> (各前月までの2か月分を支払) 10月分・11月分 ⇒ 12月支給 ※市では支給月の 12月分・1月分 ⇒ 2月支給 10日（銀行休業日 2月分・3月分 ⇒ 4月支給 は前営業日）に振 4月分・5月分 ⇒ 6月支給 り込みます。 6月分・7月分 ⇒ 8月支給 8月分・9月分 ⇒ 10月支給
多子加算の 算定対象 (カウント方法)	18歳到達後の最初の年度末までの児童	18歳到達後の最初の年度末までの児童 + 高校生年代までの児童の兄弟等で次の子を追加 児童手当受給者に経済的な負担等がある18歳 年度末以降～22歳年度末までの子

今回の改正（拡充）で手続きが必要な方

各種書類は市HPから
ダウンロードできます。



手続きが必要な方	手続方法・書類
① 中学生以下の児童を養育しておらず、 高校生年代の児童を養育している方 ② 所得上限限度額超過で児童手当(特例給付) の支給対象外である方	☐ 児童手当認定請求書 【必要な添付書類】 ・ 請求者の本人確認書類（「マイナンバーカード（両面）」 又は「個人番号確認書類＋身元確認書類」） ・ 請求者名義の通帳又はキャッシュカード ※請求者が国家公務員共済又は地方公務員共済の組合員の方は 健康保険証の写し（記号・番号を黒塗り等で被覆）も添付 ・ 配偶者がいる場合：配偶者の個人番号確認書類
③ 児童手当を受給中で、高校生年代の児童を 養育している方	☐ 額改定認定請求書 【必要な添付書類】 請求者の本人確認書類
④ 新たに多子加算の算定対象となる18歳年度末 以降22歳年度末までの子と高校生年代までの 児童の合計人数が3人以上の方 ◎ 新たに児童手当の対象となる方だけでなく、 現在、受給中で該当する方も提出が必要です。	☐ 監護相当・生計費の負担についての確認書 【必要な添付書類】 a 対象となる子の個人番号確認書類 b 学生の場合は、在学証明書（原本）や学生証の写し c 対象となる子の健康保険証の写し など ※経済的な負担等があることの確認書類を求める場合があります。

※ 郵送で提出される場合は、「必要な添付書類」の写しを必ず添付してください。

※ 対象となる児童と別居している場合は、別居監護申立書（必要書類あり）の提出が必要となります。

（裏面につづく）

改正（拡充）で新たに
対象となる方の手続きの期限

令和6年9月30日（月）【必着】
※最終期限は、令和7年3月31日まで（必着）

手続書類を令和6年9月30日までにご提出ください。

この期限までに「児童手当認定請求書」の提出がない場合（*手当が認定される方）は、令和6年10・11月分の手当の支給月は、令和6年12月ではなく、令和7年1月以降になります。同様に「監護相当・生計費の負担についての確認書」についても、提出がない場合は、改正（拡充）後の多子加算額の適用がない手当額が支給されます。

なお、改正（拡充）に係る手続きの最終期限は、令和7年3月31日です。最終期限を過ぎた場合は、令和6年10月分に遡及しての手当の支給・多子加算の適用はできません（手当の支給・多子加算の適用は、認定請求書や確認書を市で受け付けした月の翌月分からとなります）。

提出方法・提出先

	提出方法	手続先	
令和6年8月から	郵送	〈送付先〉 〒501-2192 山県市高木1000番地1 山県市役所 子育て支援課 児童手当担当 ※郵送代は、個人の負担となります。	
	電子 二次元コード から申請可能	〈認定請求〉 	〈額改定認定請求〉 
	窓口	山県市役所 保健福祉ふれあいセンター1階 子育て支援課 ※各支所では受け付けていません。	

◆令和6年9月30日以前に転出される場合は、転出先の自治体で手続きしてください。

今回の改正（拡充）で手続きが不要な方

手続きが不要な方
中学生以下の児童のみで ① 多子加算を受けていて、改正（拡充）後、手当額が増額する方 ② 所得制限限度額以上、所得上限限度額未満で特例給付を受けている方

※児童が施設に入所しているなどの場合は、原則、施設設置者等に支給されます。

公務員の方

児童の保護者（生計の中心者）が公務員の場合は、勤務先（所属庁）が児童手当の手続き先です。今回の改正（拡充）に伴う手続きは、市ではなく勤務先（所属庁）で行ってください。なお、手続きの時期等は、それぞれの勤務先（所属庁）へお問い合わせください。

問い合わせ先	山県市役所 子育て支援課 児童手当担当 TEL 0581-22-6839 （平日9：00～17：00）
--------	--